

令和4年度

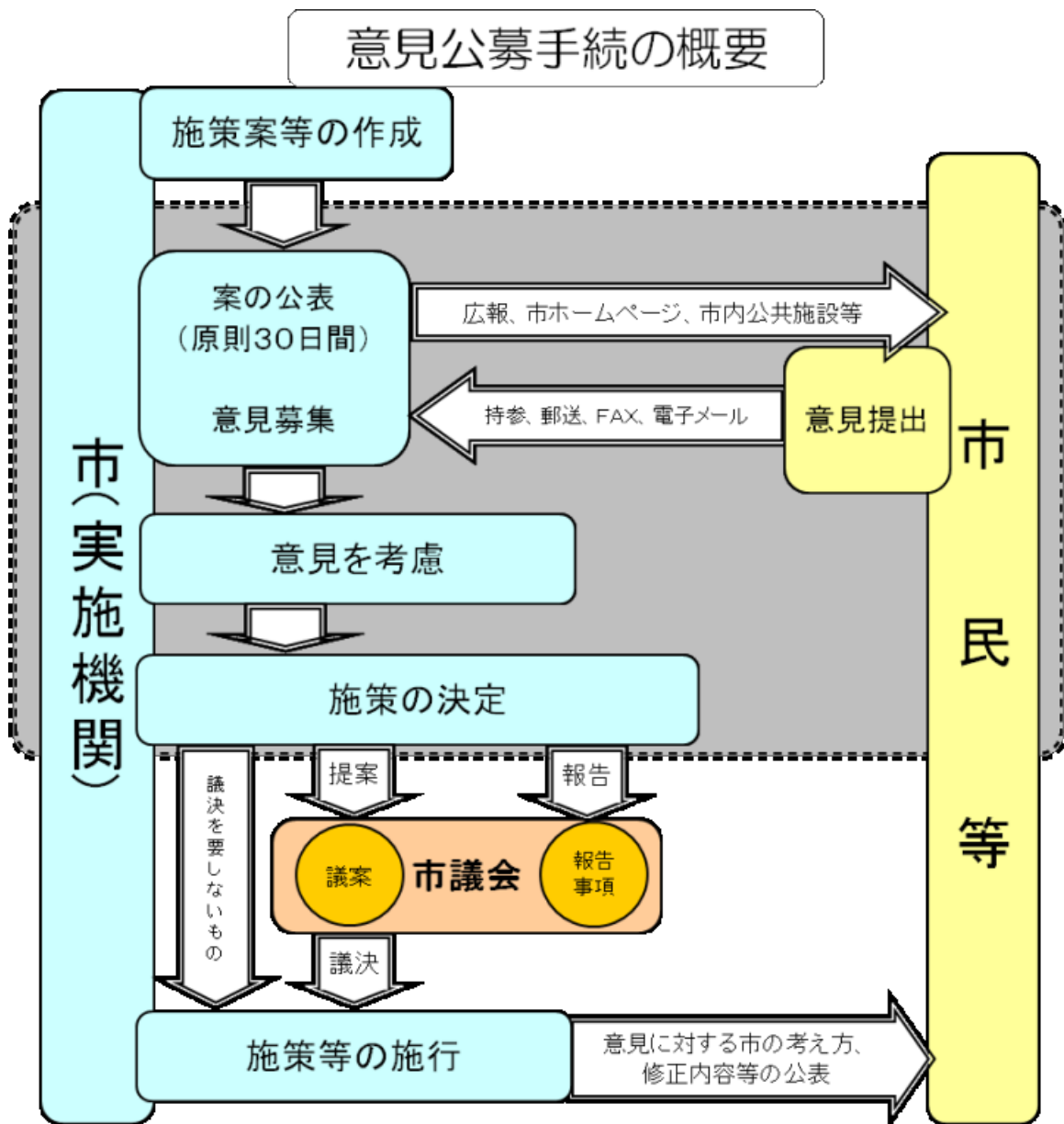
意見公募手続実施概要

志 木 市

## ◆志木市意見公募手続制度

市では、市の政策形成過程における市民参加の機会を確保するとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的に意見公募手続条例を平成20年4月1日に制定しました。

「意見公募手続」とは、市の重要な施策等を定める場合に、施策の素案、関係資料等を広く公表し、市民等から意見の提出を受け、いただいた意見を考慮して施策等を定めるとともに、それら意見に対する市の考え方を公表する一連の手続のことです。



## ○意見公募手続の概要

### ◇意見を提出できる人

市内在住、在勤、在学者及び事業者、納税義務者、施策等に対する利害関係者を対象とします。

### ◇対象となる施策等

- (1) ア 市の基本的な制度を定める条例の制定・改定  
「市政運営基本条例」、「男女共同参画推進条例」など  
イ 市民等に義務を課したり、市民等の権利を制限する条例の制定・改廃（ただし、金銭徴収に関する部分は除きます。）  
「路上喫煙防止条例」、「ポイ捨て防止に関する条例」など
- (2) 基本構想その他市の基本政策を定める計画の策定・改廃  
「総合振興計画基本構想」、「環境基本計画」など
- (3) 市民生活や事業活動に重大な影響を与える制度の制定・改廃  
「開発指導要綱」、行政指導の指針の制定など
- (4) 市の基本的な方向性を定める憲章・宣言の制定・改廃  
「市民憲章」、「子ども憲章」など
- (5) 公の施設の設置計画の策定・廃止・用途変更  
学校、公民館、図書館、保育園、公園などを設置する場合や廃止又は用途変更を行う場合
- (6) その他実施機関が必要と認めたもの

※ ただし、緊急を要するもの、軽微なもの、市に裁量の余地がないもの、法令により意見公募の手続を実施するもの等は除外します。

### ◇施策案などの公表方法

広報、市ホームページ及び公共施設等で施策等の素案や関係資料を公表します。

### ◇意見の提出方法

書面により、募集期間内（原則30日）に、指定された場所又は郵便、ファクシミリ、電子メール等で提出してください。

### ◇提出した意見の取扱い

全ての意見を考慮して、施策等を決定します。その後、意見の概要と意見に対する市の考え方や修正内容を市ホームページなどで公表します。

また、年1回、各実施機関の実施状況を取りまとめ、公表するとともに実施状況を検討し、改善等を行います。

志木市意見公募手続条例（平成20年志木市条例第2号）第9条の規定に基づき公表するものです。

### 令和4年度意見公募を実施した案件

案件名	募集期間	提出意見数	担当課
志木市民サービスステーション設置方針（案）	令和4年 6月1日（水） ～令和4年 6月30日（木）	1件 （1人）	総合窓口課
個人情報の保護に関する法律の改正に伴う志木市の考え方	令和4年 8月19日（金） ～令和4年 9月20日（火）	7件 （3人）	市政情報課
志木市中心市街地活性化基本計画（素案）	令和4年 10月7日（金） ～令和4年 11月7日（月）	2件 （2人）	産業観光課
「志木市地域共生社会を実現するための条例」の基本的な考え方（案）	令和4年 11月21日（月） ～令和4年 12月20日（火）	11件 （5人2団体）	共生社会推進課
志木市地域防災計画（素案）	令和4年 12月9日（金） ～令和5年 1月7日（土）	4件 （1人）	防災危機管理課
志木市一般廃棄物処理基本計画（素案）	令和4年 12月9日（金） ～令和5年 1月7日（土）	0件	環境推進課
志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部改正	令和4年 12月9日（金） ～令和5年 1月7日（土）	0件	環境推進課
第3期志木市スポーツ推進計画（素案）	令和5年 1月12日（木） ～令和5年 2月14日（火）	2件 （1人）	生涯学習課

## 「志木市民サービスステーション設置方針（案）」

### 1 意見公募期間

令和4年6月1日（水）から令和4年6月30日（木）まで

### 2 素案公表場所

市ホームページ、総合窓口課、柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所（仮設）、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、市民会館

### 3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
1人	0人	1件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	<p>市民の文化・芸術活動の場の確保</p> <p>サービスステーションに、文化・芸術活動の場を確保することは大事なことでと思いますが、駅チカの利便性の良い場所を、文化・芸術に限定するのは、とてももったいないと思います。環境・エコ・防災の普及啓発のためのイベントやフォーラムを開催できるような場としても利用できるようなになると良いと思います。環境・エコ・防災にもっと目を向けて、どうしたら行動できるかを考え、実際に実践する必要があると思います。</p> <p>1. 子どもたち、様々な知識を持つ大人、多くの経験を持つ高齢者が自発的に集まって、環境・エコ・防災について対等に意見を交わし、アイ</p>	<p>志木市民サービスステーション「コミュニティスペースつつじ」は、市民の文化・芸術活動の場の確保を目的として設置するものでありますが、一部の内容に利用を限定するものではなく、会議室や多目的室などを設置し、市民の皆様のさまざまな活動にご利用いただける施設運営を考えております。</p> <p>また、同施設は多くの市民の皆様にご利用いただく施設であり、公平性に配慮する必要があることから、乾燥させた野菜くずの収集ステーションなど、限定した活動のための設置はできないものと考えております。</p>	○

デアを出し合い、実践できる場所を提供する。例えば、

1) 太陽熱利用について勉強し、ソーラークッカーや、太陽温水器などを作る。

2) 各家庭の台所から出る野菜くずを風で乾燥させ、これを集めて堆肥にし、畑に使用すれば地球温暖化の抑止に効果があるので、乾燥させた野菜くずの収集ステーションにしましょう。

2. 市内のボランティアグループの意見交換の場を提供する。いつも同じ目的を持つメンバーで集まるのではなく、全く違う分野の様々なグループが集まって、異なる価値観、別の角度からアイデアを出し合ったり、協力し合う場にできれば良いと思う。

## 「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う志木市の考え方」

### 1 意見公募期間

令和4年8月19日（金）から令和4年9月20日（火）まで

### 2 素案公表場所

市ホームページ、市政情報課、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

### 3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
3人	0人	7件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	全般 志木市個人情報の保護条例が、国の所管になるのはどうしてなのでしょう？今までのものでは、なぜいけないのでしょうか？	これまでは、国の行政機関は「行政機関個人情報保護法」、独立行政法人では「独立行政法人等個人情報保護法」を根拠法令として、志木市では「個人情報保護条例」を根拠法令として制度運用を行っていました。 このように異なる制度運用の中で「個人情報保護」と「データ流通」を両立するため、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律を規定するとともに、全国的な共通ルールも規定されました。	○
2	全般 志木市個人情報保護条例が国の所管になるという意味が理解できず、廃止については反対です。この個人情報保護条例の一番重要な所は「目的外利用はしない」ということです。市民は行政を信用	利用及び提供の制限について個人情報の保護に関する法律第69条に規定があります。同法第69条第1項において、「法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と規定されております。同法第69	○

		<p>して個人情報に預けています。国の所管となつて、目的外利用や流出が心配です。</p> <p>自分の情報が知らないところで、他のことに利用されてしまうことを心配します。</p>	<p>条第2項において本人の同意がなければ目的外利用はできないという例外規定が設けられております。</p>	
3	全般	<p>今回の法改正で民間事業者の提案に応じて匿名加工をして情報の提供する制度の導入は、志木市は実施しないことを求めます。</p>	<p>匿名加工情報の提供制度については、当分の間、都道府県及び指定都市について適用する事とされているため、現時点では本市において適用する考えはありません。</p>	○
4	全般	<p>国が匿名加工情報の制度を義務として全国自治体に押し付けた場合は、本人の申し出による個人情報の利用を拒否する権利を明記してください。</p>	<p>匿名加工情報の提供制度が地方公共団体に適用を求められた場合には、国と同じ規定を適用する事となり、個人情報の利用を拒否することはできません。</p>	○
5	全般	<p>今後、国が匿名加工情報の制度を義務として自治体に求めてきた場合、本人の承諾を求めることを前提にして欲しい。また、一律にできないようであれば民間に情報を提供した時、希望する人には通知をすることを明記してください。</p>	<p>「匿名加工情報」とは、個人情報を特定の個人を識別することができないように加工して得られる情報であつて、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものであり、個人情報にはあたらず、本人への通知を義務付けることはデータ流通に影響を及ぼすことになるとはできません。</p>	○
6	全般	<p>今回の改正では、志木市情報公開・個人情報保護審議会の役割が変更されています。これまでは、「個人情報の取り扱いに関する業務を外部に委託するときは、利用目的以外の目的のために、個人情報を利用し、又は提供する場合」は諮問することができるとなっていました。今回の改正で「施行条例の規定を改正し、又</p>	<p>典型的に「業務委託」等について諮問することはできなくなります。ご意見をいただいた「施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合」や、個人情報を含む業務を外部委託する際に、国のガイドラインに基づいた遵守事項を仕様書や約款などに規定することにも、審議会に対して諮問することができます。</p> <p>このため、安全管理措置として個人情報の取扱いに関する遵守事項等を規定し、個人情報保護の体制</p>	○



		<p>は改廃しようとする場合」のみ諮問できると限定されました。これは、個人情報保護制度が大きく後退することになります。従来通りのチェック機能をしっかりと維持してください。</p>	<p>を強化します。</p>	
7	全般	<p>さまざまな市の仕事を民間委託の方向に動いていることも心配な事です。大事な個人情報を勝手に使われる事に反対です。</p>	<p>個人情報を含む業務を民間委託する場合には、国のガイドラインに基づいた仕様書や約款等を整備し、個人情報の取扱いに関するの遵守事項等を規定し、個人情報保護の体制を強化します。</p>	○

「志木市中心市街地活性化基本計画（素案）」

1 意見公募期間

令和4年10月7日(金) ～ 令和4年11月7日(月)

2 素案公表場所

市ホームページ、産業観光課、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、市民会館

3 意見公募状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
2 人	0 人	2 件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	<p>「昭和を楽しめる街、志木市」 昭和が遠くなりつつある今、昭和を懐かしむ声があちらこちらから聞こえてきます。戦争という黒歴史もあったけれど、戦後日本が高度成長期を迎えて活気に満ちあふれたのが昭和でありました。その良き時代にタイムスリップできる街づくりは、川越が「小江戸川越」として観光地になったのと同様に「昭和を楽しめる街、志木市」は、市外からのお客様を呼び込み志木市全体が活気を取り戻すきっかけになるのではないのでしょうか。</p>	<p>いろは親水公園や田子山富士塚をはじめとする中心市街地エリア内の地域資源を活用することは、市外からの来街者を増加させるための重要な視点であると考えています。この度いただきましたご提案につきましては、中心市街地活性化に向けたアイデアの一つとして、今後、個別の具体的事業を実施していくうえで、参考とさせていただきます。</p>	○

その為には、小手先ではなくしっかり取り組んでほしくて、具体案を別紙にまとめました。

【別紙】

① 駅前から新河岸川親水公園までボランティアガイドによる史話を聞きながら歩く。

② その道中には、空き店舗や空き家、空き地を利用して昭和を楽しめる工夫をする。

1・昭和館（運営は老人）入館料

→ 昭和時代、どこの家庭にもあった物を寄贈してもらう。

柱時計、茶箆筒、火鉢、丸テーブル、そろばんなどを使い畳の和室

→ 老人と子どもの遊び場（屋内）

おはじき、お手玉、かるた、将棋、囲碁

→ 大人と子どもの広場（屋外）

ゴムとび、なわとび、石ケリ、まりつき、紙芝居、羽根つき、こままわし、めんこ、道りゃんせ

→ 昭和に流行った漫画コーナー

→ 昭和に流行ったアニメ、コマーシャル

→ ポスター、プロマイド、TVドラマ（映画）

→ 駄菓子や飲物販売（おせんべい、かりんとう、おこし、ラムネ、サイダー、こぶ茶など当時のもの）

→ 読み聞かせ（昔話、おとぎ話）

2・カラオケBOXと歌ごえ喫茶（予約制・時間制限）有料

	<p>昭和時代に流行した曲のみ</p> <p>③ パフォーマンス広場 (テント) 簡単なステージ、椅子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォークソングの日、三味線やお琴の日</li> <li>・おはやし体験</li> </ul> <p>※市民の希望者を募って発表の場とする</p> <p>④ 敷島神社と田子山富士塚 夏祭だけでなくもっと活発に利用する</p> <p>⑤ 川下りと親水公園の四季を楽しむ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→桜、春の花畑、あじさい、コスモス、彼岸花だけでなくもっと一年中花を楽しめるように植栽する</li> <li>→デイキャンプ場</li> <li>→茶屋(おしゃれな店ではなく、時代劇に出てくるような) お汁粉、団子、あんみつ</li> <li>→弁当屋(ごく簡単にシンプルに)</li> <li>→出張かき氷</li> </ul>		
<p>2</p> <p>全般</p>	<p>平素より大変お世話になっております。「志木市中心市街地活性化基本計画(素案)」を拝見しましたので、以下に意見を述べさせていただきます。</p> <p>個人的にはメインストリート(中央通停車場線)における商業集積の促進に関しては非常に期待しておりますが、それだけでは取り組みが不足していると感じております。素案にも記載がありましたが、多くの商業施設はユリノキ通り以南に所在しているため、メインストリートの本町1丁目寄</p>	<p>商業施設の誘致につきましては、まずは出店する企業側の判断が必要ですが、本計画では、個店の魅力を高めていくような取り組みのほか、個店間での相乗効果を発揮できるような商店街としての空き店舗対策や、新規店舗等の立地を促進することも掲げております。魅力的な商業施設が立地しやすい条件整備を進めるなど、「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」の実現に向け、生活環境や商業環境の維持・向上に努めて参ります。</p>	<p>○</p>

りに日常の買い物利便性  
が高スパーなどの商  
業施設の誘致を希望しま  
す。

自分は志木市本町1丁目  
に住んでいますが、メイ  
ンストリートのは商設  
店会に魅力的な商業施  
が無く、同居している家  
族もほとんど利用してい  
ません。小規模なローソ  
ンストア100以外にフラ  
ンチャイズやチェーン展  
開している商業施設が無  
いため、現実的には駅前  
のスーパーであるカスミ  
やビッグエー、丸井食遊  
館、ユリノキ通り沿いの  
ヤオコーまで移動して買  
い物をしていきます。その  
ため、公民館などの教育  
・文化施設は近いので  
すが、買い物などを隣  
だけで完結できず住みや  
すい環境であるとは考  
えていません。

前出のような商業施設を  
誘致することは、今後の  
志木市中心部居住者の生  
活インフラとしても、中  
心市街地に賑わいを生む  
にも有効だと思えます。オ  
個人的には新座に新規スト  
ーアや業務スーパーのよ  
うな魅力的な店舗があれば  
志木駅前からの人の誘導  
にもつながると考えてい  
ます。

今後は志木市民会館と市  
民体育館の複合施設を建  
設するため、今までのよ  
り来訪者が買い物をす  
る機会も増え、競争力の  
低い個人商店のフラん  
イズ化や安心し気な誘  
立寄れる商業施設を

致することが、未来の居住者獲得にも町の魅力の増大にもつながると考えております。

以上でございますが、可能でしたら今後意見を述べる機会にお声がけいただけるとありがたいです。

今後とも何卒よろしくお願ひ申し上げます。

「志木市地域共生社会を実現するための条例」 基本的な考え方（案）

1 意見公募期間

令和4年11月21日(月) ～ 令和4年12月20日(火)

2 素案公表場所

市ホームページ、共生社会推進課、総合福祉センター、第二福祉センター、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

3 意見公募状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
5 人	2 人	1 1 件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	<p>共生社会の実現を目指すのが目的なので、すべての市民、子供や障がい者の方にもこの内容が分かる文書の作成をお願いします。例えば、知的障がい者であればイラスト、視覚障がい者の方には点字もしくは音声。神奈川県<small>の事例が下記アドレスにあるのでご参考迄</small></p> <p><a href="https://news.yahoo.co.jp/articles/706bdcf6429037b6de18e722b5d9c290d04ad362">https://news.yahoo.co.jp/articles/706bdcf6429037b6de18e722b5d9c290d04ad362</a></p>	<p>市では条例の周知啓発を行うためにパンフレット等の作成を予定しており、子どもや障がいのある方にとって分かりやすい内容となるよう工夫しながら周知してまいります。</p>	○

<p>2</p>	<p>全般</p> <p>市役所も限られた予算の中で行って行かなければならないので、基本は市民や志木市にある事業者が主体となって行う、市役所はその啓蒙活動や理解促進に努めると明記したらいかがでしょうか?また、言葉が見つからず直接的な表現で誠に申し訳ございませんが、よく生活弱者の方や障がいをお持ちの方の中で、すべて市役所等におんぶにだっこ(頼る)方がいらっしゃるかと思います。</p> <p>共生社会の実現には、一人ひとりの市民や事業者が自分ができることで参加していかないとはいけません。参加の仕方は何でもいいんです。自分のできることで。いけないのは参加しない、すべて人頼みは絶対にダメと明記もして欲しいです。そうしないと結局は行政頼みで費用はかさむだけとなってしまいます。限られた経費で、市民や市内の事業者、全員で共生社会の実現を目指すという強い意志が必要で、その理解促進、啓蒙に市役所は全力を尽くして欲しいと思います。</p>	<p>地域共生社会の実現には、市が地域の主体性や自発性が損なわれなように配慮しながら、体制の整備、施策の実施、理解促進などの取組を行うことと合わせて、ひとり一人の市民や事業者が自ら、自分のできることを考え、地域社会を構成する一員として社会参加していくことが必要であります。</p> <p>いただいたご意見を踏まえまして、本条例が、市、市民、事業者が一体となった地域共生社会の実現を目指すものであることを周知、啓発してまいります。</p>	<p>○</p>
<p>3</p>	<p>全般</p> <p>図書館で偶然この案を手にししました。一市民よりコメントします。</p> <p>何よりもまず、誰が、何のために、どのような立場で、どこにこの案を提案しているのか不明である。そのため誰のためか誰による条例案なのか定かではない。試みに、タイトルを、冒頭の「志</p>	<p>条例では基本的な理念や施策の方向性を示しているところであり、ご意見をいただきました本市の特色やつながりを生かした地域共生社会の実現に向けては、事業を進める際に、本条例の基本理念や基本施策に合致させ取り組んでいくよう考えております。</p> <p>ご指摘をいただいているとおり、本市は狭隘な市域の中に、それぞれ独自の地域性があることから、</p>	<p>○</p>



木市」を消去して読んでみるとよい。一体どの自治体の条例案であろうか？全国すべての自治体に適応できる条例案である。ひょっとすると、この文書の後に提案される本格的な条例案の（中央官庁から提案された）前文であるのかもしれない。

しかし、我々は、中央官庁のいうような無味乾燥ないわゆる「自治体」に居住しているわけではない。東京郊外の、歴史ある、地政学的に特色ある小さな自治体である。その志木市の地域共生社会を実現するためには、現在の志木市にはどのような問題があり、それを解決するために、志木市らしいどのような考え方・方法があるのかを探るのがこうした条例のねらいであろう。無色透明な「自治体」のための問題提起・解決策であるべきではない。

地域共生社会を実現するために志木市が現在抱えている諸問題についてはそれぞれの現場においてこれらに関わっている専門家集団にお任せしたい。しかしながら、それらの解決策についてもこのまま代替案を示さないのでは無責任のそしりを免れない。

そこで解決策・施策の考え方について、地政学的な特色を生かした以下のような基本的考え方を提案しておきたい。

志木市は、地政学的に大きく言って 3 地域によ

特色のある志木市らしい地域共生社会の実現に向けて、体制の整備、施策の実施、理解促進などに努めてまいります。

	<p>って構成されている。大きな川に挟まれ農業を主体とした宗岡、野火止用水の両岸に沿ったかつての商業地域である引又、館村時代の農村現在の新興住宅地域、である。これらそれぞれには伝統に根差した異なる地域共生社会が培われ、あるいはその一部は衰退しつつある。宗岡地域には洪水に備えた地域共同体、商業地域には商人の間の付き合いの習わし、新興住宅地域には、全く希薄な住民意識の中で育まれつつある絆意識、などなどである。それぞれに特色あるこれら地域共生社会を実現するための「種」を見つけ出し、それぞれを育て、総じて志木市独自の市民意識へと融合・進化させていくことが肝要かと推察される。検討を願いたい。</p>	
<p>4 全般</p>	<p>①手話言語条例（県・市）の役割とは（市町村手話言語モデル条例のポイント） ◆市町村の責務 （1）手話でコミュニケーションしやすい地域社会を構築すること。 （2）手話の普及と手話による意思疎通と社会参加の保障を行うこと。 （3）市町村民や事業者は、市町村の施策に協力し、手話の普及やろう者が利用しやすいサービスや働きやすい環境を整備する役割があること。また、ろう者自身も理解の促進及び手話の普及の役割があること。</p>	<p>手話は、日本語とは異なる言語であることについての社会的認知や理解が深まるよう周知に取り組むとともに、いただいたご意見を参考に、今後、普及や理解の促進を進めてまいります。 なお、この度の地域共生社会を実現するための条例につきましては、手話という言語の周知を含む、さまざまな障がいを含め、広く福祉分野に係る課題を捉えるものとなっており、制定にあたっては、それぞれ関係する皆様からのご意見を伺っております。 具体的な取組については、新たにパンフレット等を作成し、詳しく記載してまいります。</p>

◆市町村条例の施策

(1) 手話でコミュニケーションしやすい地域社会を作る。

(2) ろう者に関わる公的機関をはじめ、商業施設などの企業、町内会などの住民、地域の小学校・中学校などへ手話を普及すること。(3) 手話奉仕員養成講座の開催や手話通訳者の配置、手話通訳者の身分向上など、手話通訳制度等の施策推進。

②手話言語条例を制定した自治体の施策

(1) 「手話を学ぶ機会の確保」

(2) 「学校における手話の普及」

(3) 「手話通訳者等の確保、養成等」

(4) 「手話を使いやすい環境の整備」

(5) 「事業者への支援」

◆お願い 言語条例に関する制定や見直しに伴う改定は、聴覚障がい者団体の関係者に確認の上で、推進していただきたい。

各自治体に取り組んでいる施策

(1) 「手話を学ぶ機会の確保」

●市民や職員向けミニ手話講習会・啓発事業の新設 ●地域や企業向けの手話学習の出前講座の実施 ●手話ポスターやハンドブックの作成、配布 ●手話を学べる動画の制作や配信 ●図書館に手話の本コーナーの設置など

(2) 「学校における手話の普及」 ●学校（小、

中、高）に手話の授業の取り入れ ●幼稚園や保育

園でミニ手話学習や出前講座 ●ろう学校教職員の手話研修（手話を使った授業への到達を目指して）など

（3）「情報保証の手段の確保、養成等」

●手話通訳者養成・派遣事業の充実（予算増額など） ●手話奉仕員養成事業の開始、開催回数増加 ●手話通訳士・者の資格を持った正規職員の採用 ●手話通訳士試験の受験料の補助 ●意思疎通支援の拡充 ●手話奉仕員や手話通訳者の現任研修の拡充 ●設置通訳者の処遇改善（資格手当等）など

（4）「手話を使いやすい環境の整備」

●ろうあ者相談員の配置、社会生活訓練事業等、相談体制の整備や生活支援 「手話言語」を広める思いは自治体にも～手話言語条例～ ●公共交通機関や施設の窓口対応のために、タブレットを利用した遠隔手話通訳サービスの開始など

（5）「事業者への支援」

●企業、社会福祉法人、NPO 法人が手話学習会を開催するにあたり、学習会開催補助金制度を新設 ●企業等の従業員が手話検定等を受験する際の受験料補助制度を新設

③特色あふれる施策条例を制定した自治体の中では、前述の施策以外に地域の特色あふれる施策や先進的な施策に取り組んでいる自治体もあり。

●手話パフォーマンス甲子園…鳥取県 ●手話言語条例制定イベント等…北

	<p>海道石狩市、北海道新得町、三重県松阪市、北海道帯広市 ●医療機関における手話の普及…福島県郡山市 ●災害時の手話における情報取得及び意思疎通の支援やまたその人材の養成…長野県、福島県郡山市 ●手話で観光客をおもてなし…三重県伊勢市、京都府京都市、三重県</p>	
<p>5 目的</p>	<p>目的、誰もが住み慣れた地域で、みんながつながり、安心して自分らしく暮らせるまち、住み続けたいまちの実現に寄与することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者・ケアラー（障がい等により援助を必要とする親族等に対して、無償で日常生活上の世話等を提供する者）</li> <li>・「ヤングケアラー（ケアラーのうち、十八歳未満の者）など個々の状況にかかわることなく」の後に※①「誰もが対等に一人の人間として尊重されるべき存在であり、侵されない権利を持っている。」を入れる。</li> <li>・「その実現に向けた施策の推進に関して、よりどころになる基本理念や、基本となる事項」の後に、※②「や条例」を入れる。</li> </ul> <p>追加理由  ※①障害者差別解消法に明記されている  ※②手話言語条例制定を目指すため</p>	<p>手話については、本条例の中で言語であることを明記し、日本語と異なる1つの言語である旨をパンフレット等で周知してまいります。</p> <p>なお、その他いただいたご意見については、条文の表現において参考にさせていただきます。</p>

6	<p>定義 「・「地域共生社会」：年齢や障がいの有無などに関わらず、支援を受ける人・支援を行う人、分け隔てなく」の後の「皆で」を※③「全ての市民」に変更する。「社会の担い手として」の後に、※④「条例のもと」を入れる。</p> <p>追加理由  ※③皆でではなく、全ての市民にした  ※④手話言語条例制定を目指すため</p>	<p>手話については、本条例の中で言語であることを明記し、日本語と異なる1つの言語である旨をパンフレット等で周知してまいります。</p> <p>なお、その他いただいたご意見については、条文の表現において参考にさせていただきます。</p>	
7	<p>基本施策</p> <p>・インクルーシブ教育の推進と実現に取り組むこと</p> <p>・障害の有無に関わらず、地域の児童が地域の学校現場で共に生活し学ぶインクルーシブ教育を推進する努力をすること（説明と意見）</p> <p>年齢や障がいの有無などに関わらず、支援を受ける人も支援を行う人も、分け隔てなく皆で支え、支えられ、社会の担い手として誰もが生きがいを持って輝くことかできる社会を実現するためには、インクルーシブ教育を推進、実現する必要があります。障害者権利条約では、インクルーシブ教育を受ける権利を人権として保障しています。障害者基本法においても、すべての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることや、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、</p>	<p>教育の現場では、共生社会の実現に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のために、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考えております。具体的には、子ども一人一人の教育的ニーズに応えた連続性のある「多様な学びの場」を整備すると同時に、交流及び共同学習を推進しております。</p> <p>この度の地域共生社会の実現に向けた条例においても、障がいの有無にかかわらず、次世代を担うすべての子どもたちが相互に理解を深めていくことが基本であると考えております。</p>	○

相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会を実現するため、障害者のための社会参加の支援等のための施策を講じる必要性を述べています。

相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会を実現するためには、幼少から教育の現場から重要共生していくことが学校現場から障害児と有しない児童とが共に生活し学ぶことで、自然と、お互いの理解、存在の平等、いろいろな人がいて当たり前の助け合いを持ち、育んでいくことが活に、おいても、障害者が地域社会に認知され、社会参加していくことを容易にします。

学校教育法施行令では、すべての子どもが地域の通常の学級に通うことを原則としていますが、現状は分離教育がすすんでいる実態があります。分離教育においては、相互理解や障害者の地域での認知を生むことは難しく、障害者が地域社会に参加していくことには困難さを生む要因となっています。また、共生社会の実現においては、なにより、本人の意思の尊重が基本理念としてなくてはなりません。「そのもの人生を生きるはそのものである」。障害者も、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されるべきであり、地域社会で、地域の

	<p>子どもたちとともに学び育ちたいというインクルーシブ教育を望む場合には、本人の選択が尊重され、合理的配慮と共に実現される社会を造る取り組みが必要です。</p> <p>インクルーシブ教育の実現、教育の現場から共生社会を造っていくという考え方を盛り込んだ条例となることをここに意見致します。</p>			
8	基本施策	<p>これは市役所が行うという理解でよろしいでしょうか?主語がはっきりしていないので、誰が行うのかを明記してください。</p>	<p>実施主体は市や市民、事業者となり、それぞれが各取組を行う際に本条例の基本理念等に則っていただけのように進めていくものです。</p>	○
9	基本施策	<p>障がいの有無に関わらず皆で支え合う社会を目指すことは良いことだと思いますが、障がいに対する知識と理解が不可欠ではないでしょうか。手話に関わる活動をしていいますが、共生社会を目指すため早期教育が大切と考えます。小学4年生と中学の授業で、福祉体験の時間がありますが、とても十分とは言えません。福祉体験で手話に触れ興味を持っててもそこで終わりとても勿体ないと思います。</p> <p>聞こえない人たちとの繋がりが持てるような学びの場、例えば長期の休みや休日を利用した講座、また坂戸ろう学園との交流などがあると良いのでは。また、手話通訳が付く講演会などまだまだ少ないと思います。申入制</p>	<p>市では現在、多くの人に障がいに対する理解を深めていただくため、小・中学校における福祉体験の授業とともに、広報しきにおいて、手話の紹介を行っているほか、各種事業においては手話通訳者を手配するよう取り組んでいるところです。</p> <p>今後におきましては、いただいたご意見を参考に、障がい者理解促進に向けた取組のさらなる拡充に努めてまいります。</p>	○



	<p>のものは当然ですが、市民参加が自由なものにも手話通訳が付けば、自ずと障がい理解への関心も高まるのではないのでしょうか。</p> <p>更に、市役所総合窓口に手話通訳者の設置があれば、手話が第一言語の人は庁舎内の用事が容易になると思います。聞こえる人も聞こえない人も自分らしく生き生きと暮らせる街になることを願っています。</p>	
<p>10</p> <p>基本施策</p>	<p>3. 施策</p> <p>(1) 基本理念</p> <p>「②誰もがが必要な支援を受けることで、」の後に、※⑤「自らの意思で選択し、」を入れる。</p> <p>「③誰もが自らの意思で選択し、決定し、主体的に生活できること。」を削除する。</p> <p>「(2)」後に、※⑥「条例のもとで担う、」を入れる。</p> <p>【市】「・地域共生社会の実現に向けた必要な支援を受けられる体制の整備に努めること。」の次に、※⑦「・地域共生社会の実現に向けた計画作成時には、市民・事業者と意見の交換の場を設けること。」を追加する。</p> <p>「・地域共生社会の実現に向けた取組を推進するために」※⑧「市民とともに」を入れる。</p> <p>「・地域共生社会の実現に向けた認識や理解、取組について」の後に※⑧追加「も」を入れる。</p> <p>(3) 基本施策</p> <p>「②地域共生社会の実現に向けた活動への参加を</p>	<p>手話については、本条例の中で1つの言語であることを明記し、日本語と異なる言語である旨をパンフレット等で周知してまいります。</p> <p>なお、その他いただいたご意見については、条文の表現において参考にさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">○</p>

	<p>促進し、事業者及び市民が自主的に解決を図るための活動を支援する」の後の「施策」を削除し、※⑨「条例作り」を入れる。</p> <p>「⑧多様なコミュニケーションの理解・尊重をすすめる施策や、」の後に、※⑩「聴覚障がい者が第一言語として使用する」を入れる。</p> <p>※⑪「⑨共生条例を制定するとき、聴覚障がい者が第一言語として使用する手話も、手話言語に関する言語条例を別に定める。」を追加する。</p> <p>追加理由</p> <p>※⑤、③を削除して、まとめる</p> <p>※⑥分かりやすい</p> <p>※⑦必要だから</p> <p>※⑧必要だから</p> <p>※⑨手話言語条例制定を目指すため</p> <p>※⑩手話は日本語を音声ではなく、手指や表情を変えて表現していると思われているが、手話は日本語とは異なる言語で、独自の語彙や文法体系をもっている言語。聴覚障がい者の母語になる。</p> <p>※⑪新たに追加して欲しい</p>	
<p>11</p> <p>基本 施策</p>	<p>◎ 聞こえなくて困ったこと 聞こえない人、聞こえにくい人は外見からは見えない障がい者です。 中でも聞こえない人は、生まれた時から手話という母語【第一言語】を持ち、手話で学び、手話で考え、コミュニケーションをとって日常生活を送っています。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、今後、手話を学ぶ機会の拡充とともに、市民からのお知らせなどをご案内をする際には、誰にでも分かりやすい表現となるよう工夫に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">○</p>

手話は見る言葉【言語】です。

2006年に国連で障害者権利条約が採択され、手話は言語として認められました。2011年には障害者基本法が改正され、第三条に「言語【手話含む】」と規定され、わが日本でも言語として認められています。

最近では、TVのCMに字幕や手話がつくようになり商品の内容を理解することができるようになりました。

しかし、あるろう者が市役所の総合受付で筆談での対応で、文章の内容が理解出来ず大変困ったそうです。

聞こえない人の中には、文章を理解するのがむずかしい方もいます。

喋れるけれども、聞くことができない人もいます。

聞こえない人とすべて筆談で、できるということではありません。

内容をわかりやすく書くという気配りも大切です。

手話には「日本手話」「日本語対応手話」があります。それぞれ表現方法も異なり、聴覚障害を持つ人によって使う手話が異なります。

市の総合受付のみではなく、各窓口で簡単な手話が出来るとの配慮があつて当然だと思います。

そのためには、全職員（会計年度任用職員、委託先業者の職員含む）に、手話言語を学ぶ「手話講座」を入れてくださ

い。  
また、公的な文章は一般  
市民でもわかりにくいも  
のがあります。  
聞こえない人にはなおさ  
らです。  
だれにでもわかりやすい  
言語を使ってください。  
また、だれでも自由に手  
話が使える環境を作って  
ください。

「志木市地域防災計画（素案）」

1 意見公募期間

令和4年12月9日(金) ～ 令和5年1月7日(土)

2 素案公表場所

市ホームページ、防災危機管理課、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館

3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
1人	0人	4件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	<p>【空き家対策】</p> <p>市内には長年空き家になっているものが多数見受けられ、いつ倒壊してもおかしくありません。災害発生を待たずに早急に進めて頂きたいです。</p>	<p>ご意見いただきましたように、近年、全国的な人口減少や高齢化、既存建築物の老朽化、社会的ニーズの変化球び産業構造の変化等を背景に空き家等が増加傾向となり、社会問題化しております。</p> <p>また、空き家対策につきましても、防災対策の一環としても、平時からの取組が必要であることから、第2編（P15）に対策を追加いたしました。</p> <p>なお、具体的には、「第2期志木市空き家等対策計画」（令和3年3月）に基づき、計画的に対策を進めてまいります。</p>	○

2	<p>【福祉避難所】          一般の避難所については知っているかもしれませんが、福祉避難所に関してはまだまだ周知されていないのでは。「災害関連死」という問題に対して福祉避難所の果たす役割はとても大切と考えます。市民に対してのPR、該当する施設内の掲示（設置済みでしょうか）などあればよいと思います。</p>	<p>令和3年5月の災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置として、市が指定する福祉避難所及び受入対象者については、市ホームページで周知しているところであります。          ご意見いただきました内容を踏まえまして、今後、施設内の掲示やさらなるPRの検討を進めてまいります。</p>	○
3	<p>【避難所における備蓄】          いろいろな物を考えて頂いていますが、聞こえない・聞こえにくい方々（高齢者も含む）のスムーズなコミュニケーションのためにも筆談ボード（コミュニケーションボード）も加えてください。</p>	<p>筆談ボードにつきましては、避難所において、有効なコミュニケーションツールであるため、準備してまいります。</p>	○
4	<p>【ボランティア団体】          支援協力としてボランティア団体との連携とありますが、該当するボランティア団体へのお願いや周知をされているのでしょうか。また関連する集まりや会議など進めて頂きたいです。</p>	<p>いただきましたご意見の内容を含め、今後、志木市社会福祉協議会や市内のボランティア団体と連携を深めて、具体的な取組を検討してまいります。</p>	○

## 「志木市一般廃棄物処理基本計画（素案）」

### 1 意見公募期間

令和4年12月9日(金) ～ 令和5年1月7日(土)

### 2 素案公表場所

市ホームページ、環境推進課、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、  
いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館

### 3 意見公募状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
0 人	0 人	0 件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
意見なし	—	—

「志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部改正」

1 意見公募期間

令和4年12月9日(金) ～ 令和5年1月7日(土)

2 素案公表場所

市ホームページ、環境推進課、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、  
いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館

3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
0人	0人	0件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
意見なし	—	—



「第3期志木市スポーツ推進計画（素案）」

1 意見公募期間

令和5年1月12日(木) ～ 令和5年2月14日(火)

2 素案公表場所

市ホームページ、生涯学習課、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、市民体育館、秋ヶ瀬スポーツセンター、市民会館

3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
1人	0人	2件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

No.	章	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	3	18ページの20歳以上49歳以下のスポーツ実施割合が低いこと、22ページのスポーツを定期的に行えない理由で「仕事等が忙しくてスポーツをしている時間がない」と「お金がかかる」がスポーツを定期的に行えない理由の上位2つにきていることから、スポーツの推進をするためには現役世代の負担軽減が必要と考えられます。そのため、安易にスポーツ施設の充実・整備などをするのではなく、歳出を削減し現役世代の負担軽減(住民税減税など)をしていく方が理にかなっているのではないかと考えます。	20～40歳代のスポーツ実施率の向上については、課題として認識しており、これまでに、スポーツを始めるきっかけづくりとして「チャレンジスポーツ事業」や、働く世代を対象とした「アウトドアヨガ事業」を実施してきたところです。 今後は、20～40歳代のさらなるスポーツ実施率の向上に向けて、誰もが利用しやすい使用料の設定と併せ、身近な地域で利用できる公共のスポーツ施設の整備や、若い世代を中心に親しまれているアーバンスポーツなどの新しいスポーツを楽しむ機会の創出に努めてまいります。	○

<p>2</p>	<p>全体</p> <p>全体を通して、第1期、第2期を行っているにも関わらず志木市スポーツ推進計画で使用された金額についての記載や第3期で予定されている予算の記載がどこにもありませんでした。</p> <p>志木市に住んでおり税金を納めている側としては素案であったとしても意見を募集するのであれば、どのような施策がどの程度の予算を計画しているのか、過去実施した際にどの程度の支出で行われてどのような結果であったかが最低限記載されていないとその施策に対しての評価や意見はできないと考えています。</p> <p>ぜひ予算や第1期、第2期で実際に使用された金額の記載をお願いしたいです。</p>	<p>本計画については、本市のスポーツ分野における今後5年間の方向性を示すものであり、具体的な経費や実施時期については、各年度における予算編成の中で議論してまいります。</p> <p>また、スポーツ推進計画の上位計画に当たります、将来ビジョン実行計画に予算についての記載がありますので、ご確認いただければと存じます。</p> <p style="text-align: right;">○</p>
----------	--	--